

2018年 村尾事務所ニュース

村尾経営労務研究所・高松北部労務協会
 特定行政書士・特定社会保険労務士・労務調査士®
 高松市中央町8-10 TEL087-835-1477 FAX835-1496
<http://muraio-company.sakura.ne.jp/>



官庁申請代行・人事労務 ～頑張る企業支援～
 ■ 社保・劳保・産廃・建設許可、入札指名願、経営審査
 各種助成金申請など官庁申請手続
 ■ 就業規則等諸規程の整備、人事・労務諸制度、給与計算
 ■ 労働紛争解決手続代理 ■ 行政不服申立、告訴、告発
 ■ 労務トラブル未然防止点検 ■ 監督署是正勧告対応

平成30年4月1日号

NEWS ダイジェスト

- 同一労働同一賃金残業規制、中小への適用延期へ
 厚労省は、今国会に提出予定の働き方改革関連法案で、中小企業に適用する時期を、時間外労働時間の上限規制は20年度から、「同一労働同一賃金」は21年度からと、1年延長を決めた。高度プロフェッショナルについては、予定どおり19年度から。
- 労働条件を学べるスマホアプリ作成
 厚労省は、労働条件に関する法律や制度を学べるスマートフォン向けの無料アプリ「労働条件(RJ)パトロール!」を作成した。会社側と従業員側のやりとりからクイズ形式で法令違反の場合を指摘する内容。労働条件等の相談窓口も確認できる。

保険料改定

※健保・介護3月分(4月支払い)から保険料改定されました。当事務所社保委託の皆様には個人別保険料通知を差し上げていますので、4月に支払う給与から控除してください。

○被保険者負担分(折半額)に円未満の端数がある場合;事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

○賞与にかかる保険料額

賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間573万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額)

労務管理 実務Q&A

月額変更届

当社では、3月に給与改定を予定しています。「月額変更届」の提出が必要と聞きました。どのような場合に提出が必要なのかを教えてください。

A 月額変更届による標準報酬月額の変動は、次の3つ条件のすべてに該当した場合に行うこととなっています。

- ①昇給または降給により固定的賃金に変動があったとき
- ②変動のあった月から継続した3ヶ月間に支給した報酬の平均月額と従来の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じたとき
- ③報酬の支払基礎日数が3ヶ月とも17日以上あったとき

この①から③の条件にすべて該当した場合は、随時改定に該当しますので、変動のあった月から3ヶ月目の給与を支給した後に「月額変更届」を年金事務所に提出します。保険料は、その翌月(3月に給与改定した場合は6月)から改定されます。

なお、固定的賃金には、基本給・歩合給の単価のほか家族手当、通勤手当など金額が固定されている手当も含まれます。

ただし、固定的賃金は増額したが、非固定的賃金が減少したため2等級以上低くなった場合、あるいはこの逆のケースにより固定的賃金は減少したが、非固定的賃金が増額したため2等級以上高くなった場合は、月額変更届に該当しないので注意して下さい。

平成30年4月支払い給与からの保険料

保険料の種類	内容	全体	本人負担分	事業主負担分
健康保険	私傷病	102.3/1000	51.5/1000	51.15/1000
介護保険	40歳以上65歳未満	15.7/1000	7.85/1000	7.85/1000
厚生年金		183/1000	91.5/1000	91.5/1000
雇用保険	失業給付他	一般 9/1000	3/1000	6/1000
		建設 11/1000	4/1000	7/1000
		農水 12/1000	4/1000	8/1000
労災保険	業務・通勤災害	2.5~88/1000	0	2.5~88/1000